

クレジットカードの会員規約・規定・特約(個人用)の改定について

2024年1月4日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・規定・特約(個人用) (以下「規約等」といいます) の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード (いずれも個人用)

- ① TOYOTA TS CUBIC CARD
- ② TOYOTA TS CUBIC VIEW CARD
- ③ DAIHATSU TS CUBIC CARD
- ④ ジェームス TS CUBIC CARD
- ⑤ いきいきぶらちな倶楽部カード
- ⑥ ENEOS カード
- ⑦ リゾートトラストカード(各種)
- ⑧ TOKAI カード
- ⑨ CGC カード(各種)
- ⑩ カラフルタウンカード
- ⑪ 名古屋グランパスオフィシャルカード
- ⑫ KOBE PiTaPa カード
- ⑬ OSAKA PiTaPa カード
- ⑭ フィールタウンカード
- ⑮ トレッサスタイルカード

2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等 (全文) につきましては、2024年4月1日頃、当社 WEB サイトに掲載の予定です。

債務の弁済に要する費用に関する条項の改定の背景や詳細につきましては、[こちら](#) をご覧ください。

(1) 上記1. ①～⑤のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
第14条(費用・公租公課等の負担)	第14条(費用・公租公課等の負担)
2. 当社に対するカード利用代金 (キャッシング・カードローンにかかるものは除く) 等の支払に要する費用は、本人会員において負担するものとします。	2. 本人会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務(キャッシング・カードローンにかかるものは除く)の弁済に要する費用を負担します。
3. 本人会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込み)、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、当社に対し別に支払うものとします。	3. ショッピングに基づき本人会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、本人会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、本人会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。

(2) 上記1. ⑥のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
第14条(費用・公租公課等の負担)	第14条(費用・公租公課等の負担)

2. 当社に対するカード利用代金（キャッシング・カードローンにかかるものは除く）等の支払に要する費用は、本人会員において負担するものとします。	2.本人会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務(キャッシング・カードローンにかかるものは除く)の弁済に要する費用を負担します。
3. 本人会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	3.ショッピングに基づき本人会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、本人会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、本人会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。
第20条(期限の利益喪失)	第20条(期限の利益喪失)
⑨会員が死亡した場合であって、支払金の支払が3回以上なかったとき。	削除
⑩第29条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。	⑨第29条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(3)上記1. ⑦～⑭のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
第13条(費用・公租公課等の負担)	第13条(費用・公租公課等の負担)
2. 当社に対するカード利用代金（キャッシング・カードローンにかかるものは除く）等の支払に要する費用は、本人会員において負担するものとします。	2.本人会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務(キャッシング・カードローンにかかるものは除く)の弁済に要する費用を負担します。
3. 本人会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	3.ショッピングに基づき本人会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、本人会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、本人会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。
第19条(期限の利益喪失)	第19条(期限の利益喪失)
⑨会員が死亡した場合であって、支払金の支払が3回以上なかったとき。	削除
⑩第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。	⑨第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(4)上記1. ⑮のクレジットカード会員規約

改定前	改定後
第12条(費用・公租公課等の負担)	第12条(費用・公租公課等の負担)
1. 当社に対するカード利用代金（キャッシング・カードローンにかかるものは除く）等の支払に要する費用は、本人会員において負担するものとします。	1.本人会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務(キャッシング・カードローンにかかるものは除く)の弁済に要する費用を負担します。
2. 本人会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	2.ショッピングに基づき本人会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、本人会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、本人会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。
第17条(期限の利益喪失)	第17条(期限の利益喪失)
⑨会員が死亡した場合であって、支払金の支払が3回以上なかったとき。	削除
⑩第25条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。	⑨第25条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

